

総務省令第五号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十四日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>【イ・ロ 略】</p> <p>(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)</p> <p>第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。</p> <p>【一・三 略】</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、番号ポータビリティのために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額</p> <p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件)</p> <p>第二十三條の六 法第三十三條第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。</p> <p>【一・三 略】</p> <p>四 法第四十一條第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件</p> <p>(第二種指定電気通信設備との接続箇所)</p> <p>第二十三條の九の四 法第三十四條第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 第二種指定中継系交換局に設置される第一種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第一種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七條の二 法第四十一條第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの</p>	<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>【イ・ロ 同上】</p> <p>(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)</p> <p>第二十二條の二の九 「同上」</p> <p>【一・三 同上】</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、当該電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、同種の役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるようにするための措置の適用に通常要する費用として総務大臣が別に告示する額</p> <p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件)</p> <p>第二十三條の六 「同上」</p> <p>【一・三 同上】</p> <p>四 法第四十一條第一項の技術基準又は法第五十條第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件</p> <p>(第二種指定電気通信設備との接続箇所)</p> <p>第二十三條の九の四 「同上」</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 第二種指定中継系交換局に設置される第一種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七條の二 「同上」</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 「同上」</p>

附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ことに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

「イ・ロ 略」

八 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

「二・ホ 略」

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）

「イ 略」

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

「ロ 略」

「三 略」

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしよつとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

「一 略」

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

「イ〜ホ 略」

「イ・ロ 同上」

八 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

「二・ホ 同上」

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 「同上」

一 「同上」

「イ 同上」

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

二 「同上」

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

「ロ 同上」

「三 同上」

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 「同上」

「一 同上」

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

「イ〜ホ 同上」

<p>〔三・四 略〕</p> <p>五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕八 略</p> <p>〔六〕九 略</p> <p>十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 略</p> <p>〔十一〕十二 略</p> <p>十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 略</p> <p>〔十四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号、記号その他の符号）</p> <p>第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 国際電気通信連合が登録その他の処分を行う番号（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号その他の符号</p> <p>（ドメイン名電気通信役務等の範囲）</p> <p>第五十九条の二 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、文字及びドット下の記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。</p> <p>3 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>〔三・四 同上〕</p> <p>五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十條第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕八 同上</p> <p>〔六〕九 同上</p> <p>十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 同上</p> <p>〔十一〕十二 同上</p> <p>十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十條第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 同上</p> <p>〔十四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号）</p> <p>第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（ドメイン名電気通信役務等の範囲）</p> <p>第五十九条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドット下の記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。</p> <p>3 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>
<p>〔三・四 略〕</p> <p>五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕八 略</p> <p>〔六〕九 略</p> <p>十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 略</p> <p>〔十一〕十二 略</p> <p>十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 略</p> <p>〔十四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号、記号その他の符号）</p> <p>第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 国際電気通信連合が登録その他の処分を行う番号（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号その他の符号</p> <p>（ドメイン名電気通信役務等の範囲）</p> <p>第五十九条の二 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、文字及びドット下の記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。</p> <p>3 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>〔三・四 同上〕</p> <p>五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十條第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕八 同上</p> <p>〔六〕九 同上</p> <p>十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 同上</p> <p>〔十一〕十二 同上</p> <p>十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十條第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕二 同上</p> <p>〔十四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号）</p> <p>第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（ドメイン名電気通信役務等の範囲）</p> <p>第五十九条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドット下の記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。</p> <p>3 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

別表 電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号口関係）

「一十三 略」

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

「一 略」

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

「三十一 略」

別表 電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号口関係）

「一十三 同上」

備考 「同上」

「一 同上」

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

「三十一 同上」

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

【略】

【1 略】

2 電気通信設備の概要

【(1)～(3) 略】

【注1～7 略】

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備」又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種類を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

【3 略】

【注 略】

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
【1～7 略】		【略】
8 I P 電話	当該I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
【9～32 略】		【略】

【注1～10 略】

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

【同左】

【1 同左】

2 【同左】

【(1)～(3) 同左】

【注1～7 同左】

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備」又はPHS用設備、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種類を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

【3 同左】

【注 同左】

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
【1～7 同左】		【同左】
8 I P 電話	当該I P 電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの	
	当該I P 電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
【9～32 同左】		【同左】

【注1～10 同左】

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

<p>〔略〕</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>〔注1～6 略〕</p> <p>7 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>〔注 略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>〔注1～6 同左〕</p> <p>7 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。</p> <p>〔3 同左〕</p> <p>〔注 同左〕</p>
<p>様式第9の8（第9条第8項関係）</p> <p>電気通信設備の概要届出書</p> <p>〔略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>2 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>様式第38の8（第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係）</p>	<p>様式第9の8（第9条第8項関係）</p> <p>電気通信設備の概要届出書</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔注1 同左〕</p> <p>2 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。</p> <p>〔3 同左〕</p> <p>様式第38の8（第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係）</p>

電気通信事業一部認定申請書

【略】

【 1 略】

2 電気通信設備の概要

【(1)~(3) 略】

【注1~7 略】

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

【(4) 略】

【注 略】

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

【略】

【 1 略】

2 電気通信設備の概要

【(1)~(3) 略】

【注1~7 略】

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語

電気通信事業一部認定申請書

【同左】

【 1 同左】

2 【同左】

【(1)~(3) 同左】

【注1~7 同左】

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

【(4) 同左】

【注 同左】

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

【同左】

【 1 同左】

2 【同左】

【(1)~(3) 同左】

【注1~7 同左】

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら

<p>は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の列による。 〔4〕 略〕 〔注 略〕</p>	<p>の用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の列による。 〔4〕 同左〕 〔注 同左〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一二表、様式第一、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務

報告対象事業者

様式番号

「略」
IP電話(当該IP電話の提供のために電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号)を使用するものに限る。)

「略」

「略」

「2 略」

3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務

報告対象事業者

様式番号

「略」
IP電話(当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号)を使用するものに限る。)

「略」

「略」

「4 略」

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 「同上」

報告対象役務

報告対象事業者

様式番号

「同上」
IP電話(当該IP電話の提供のために電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号)を使用するものに限る。)

「同上」

「同上」

「2 同上」

「3 同上」

「同上」
IP電話(当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号)を使用するものに限る。)

報告対象役務

報告対象事業者

様式番号

「同上」
IP電話(当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号)を使用するものに限る。)

「同上」

「同上」

「4 同上」

(緊急通報の取扱いに関する報告)

第七條 電気通信事業者は、電気通信番号規則第十一各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)の取扱いを開始す

第七條 削除

(災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告)

第七条の二 電気通信事業者は、災害時優先通信(緊急通報)電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報をいう。)及び電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

〔2 略〕

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末(様式第二十八第三表によるもの)については、当該報告年度)の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
自ら指定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIを除く。以下この表において同。))	当該利用者設備識別番号の指定を受けた電気通信事業者	様式第二十八及び様式第二十八の二
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者(法第五十条の二第三項の規定の適用を受けた者を除く。)	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
	当該利用者設備識別番号を法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

「一」十六 略

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

「一 略」

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の

るときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

(災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告)

第七条の二 電気通信事業者は、災害時優先通信(緊急通報及び電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

〔2 同上〕

(電気通信番号の使用状況報告)

第八条 電気通信番号規則第九条第一項各号又は第十条第一項各号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、様式第二十八により、毎報告年度経過後三月以内に、当該指定を受けた電気通信番号等の当該報告年度末の使用状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

「一」十六 同上

備考 「同上」

「一 同上」

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の

二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号）を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

「三十一略」

二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号）を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

「三十一同上」

様式第5（第2条第1項関係）

第1表

〔略〕

〔注1・2 略〕

3 電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

〔4～8 略〕

第2表

〔略〕

注1 IP電話（電気通信番号規則表第1号に掲げる固定電話番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

〔2～7 略〕

様式第5（第2条第1項関係）

第1表

〔同左〕

〔注1・2 同左〕

3 電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

〔4～8 同左〕

第2表

〔同左〕

注1 IP電話（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

〔2～7 同左〕

緊急通報の取扱い開始報告

年 月 日

取扱いを開始する緊急通報の種類 _____

事業者名 _____

緊急通報の取扱いを開始する年月日 _____

緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲 _____

緊急通報の取扱いの実施の方法 _____

注1 取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別業とすること。

2 「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話（～に限る。）」又は「IP電話（～を除く。）」のように、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

3 「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信業務の提供を受ける者が緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機能に接続されるまでの手順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。

4 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>様式第27の3（第7条の5関係）</p> <p>【略】</p> <p>注 1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別業とすること。</p> <p>【2 略】</p> <p>3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。</p> <p>【4・5 略】</p>	<p>様式第27の3（第7条の5関係）</p> <p>【同左】</p> <p>注 1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別業とすること。</p> <p>【2 同左】</p> <p>3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。</p> <p>【4・5 同左】</p>
--	---

務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

7 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

8 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないもの数から番号休止数を除いたもの数を記載すること。

9 「うち系統的に使用予定のないもの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、系統的に付与しないもの数を記載すること。

10 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないもの数を記載すること。

11 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

12 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号(0AB～J以外)/番号使用状況)

年3月31日現在

電気通信番号の種別	番号使用数 うち卸 提供数	番号未使用数		番号 休止数	番号ポータ ビリティ に係る 番号使用数	FMCサー ビスに係る 番号使用数
		うち卸 提供数	うち永続的に 使用予定のな いものの数			
合計						

事業者名
法人番号

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。

4 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

5 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないもの数から番号休止数を除いたものを記載すること。

6 「うち永続的に使用予定のないもの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点か

第2表

電気通信番号の使用状況報告(0AB～J番号以外)

年3月31日現在

電気通信番号の種別	番号 使用数	番号未 使用数	番号 休止数	事業者名	
				番号ポータビ リティに係る番号使 用数	FMCサービ スに係る番号 使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「091」、「070/080/090」、「020C」(Cは0及び4を除く十進数字とする。)、「0204」、「881」、「0600」、「050」又は「0AB0」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているもの(電気通信番号規則第20条第1号に規定する措置に係るものを除く。)の数を記載すること。

4 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないもの数から番号休止数を除いたものを記載すること。

5 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであって、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないもの数を記載すること。

6 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第20条第2号に規定する措置に係る電気通信番号の数を記載すること。

7 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第9条第2項又は第10条第2項に規定する電気通信役務に係る電気通信番号の数を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

ら付与していないものの数を記載すること。

8 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信番号の使用に関する報告
(番号ポータビリティ実施状況)年4月1日から
年3月31日まで事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係る ポートイン数	番号ポータビリティに係る ポートアウト数
-----------	------------------------	-------------------------

- 注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、又は同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合限り提出すること。
- 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」又は「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」を記載すること。
- 3 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に変更した数を記載すること。
- 4 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に変更した数を記載すること。
- 5 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信番号の使用状況報告(電気通信事業者間移転番号)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名

番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数
--------------------	---------------------

- 注1 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号について記載すること。
- 2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。
- 3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信番号の使用に関する報告

(卸電気通信役務(0AB~J)の提供状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号

卸先事業者名	法人番号	卸電気通信役務により提供する番号数	電話転送役務の提供

- 注1 本様式は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。
- 2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。
- 3 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務により提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 4 「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に「 」を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第1表

電気通信番号の使用に関する報告
(みなし認定/番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号

電気通信番号 の種別	番 号 使 用 数		番号未使用数	備考	合計
	うち卸提供数				
合計					

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

2 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の数を記載すること。

3 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。

4 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告

(みなし認定/電気通信番号使用計画作成状況)

年 3月31日現在

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	標準電気通信番号使用計画		作成した 年月日	最後に変更した 年月日
	別表第1	別表第2		
合計				

- 注 1 「電気通信番号の種別」の欄は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別（付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。）を記載すること。
- 2 「標準電気通信番号使用計画」の欄は、対応する標準電気通信番号使用計画の該当する欄に「 」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等

年 月未現在

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	自社が指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号		(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
	(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で使用されているものの数	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に使用されているものの数	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)	
1 固定電話番号 A B C D E F G H J					
2 付加的役割電話番号 A B 0 から始まる電気通信番号					
3 音声伝送携帯電話番号 7 0、8 0又は9 0 から始まる電気通信番号					
4 無線呼出番号 2 0 4 から始まる電気通信番号					
5 特定IP電話番号 5 0 から始まる電気通信番号					
6 F M C 電話番号 6 0 0 から始まる電気通信番号					
7 特定接続電話番号 9 1 C D E から始まる電気通信番号					

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等

年 月未現在

事業者名

電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号		(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	(4) 算定対象電気通信番号数 (1) - (2) + (3)	
1 電気通信番号規則第5条第1項の電気通信番号	00X ₁ X ₂ 又は02Y ₁ Y ₂ から始まる電気通信番号					
2 電気通信番号規則第5条第2項の電気通信番号	0091N ₁ N ₂ から始まる電気通信番号					
3 電気通信番号規則第9条第1項第1号の電気通信番号	A B C D E F G H J					
4 電気通信番号規則第9条第1項第2号の電気通信番号	91 C D E から始まる電気通信番号					
5 電気通信番号規則第9条第1項第3号の電気通信番号	70、80又は90から始まる電気通信番号					
6 電気通信番号規則第9条第1項	204から始まる電気通信番号					

8 事業者設 備識別番号	00XY又は 002YZか ら始まる電気 通信番号				
	0091XY から始まる電 気通信番号				
合計					

項第4号の電気 通信番号					
7 電気通信番号 規則第9条第1 項第5号の電気 通信番号	881から始まる 電気通信番号				
8 電気通信番号 規則第10条第1 項第1号の電気 通信番号	600から始まる 電気通信番号				
9 電気通信番号 規則第10条第1 項第2号の電気 通信番号	50から始まる 電気通信番号				
10 電気通信番号 規則第10条第1 項第3号の電気 通信番号	AB0から始 まる電気通信 番号				
合計					

注1 電気通信番号の種類とは、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表に掲げる電気通信番号の種類をいう。

2 (1)の欄は、指定された電気通信番号のうち、自社の最終利用者に付与しているものを記載すること。

2~5 【略】

注1 (1)の欄は、指定された電気通信番号のうち、自社の最終利用者に付与しているものを記載すること。
【新設】

2~5 【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

目次

第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

第一款 アナログ電話用設備(第二十六条 第三十五条の二の七)

第二款 総合デジタル通信用設備(第三十五条の二の八 第三十五条の七の二)

第三款 第五款 略

(定義)

第三条 「略」

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従つものとする。

「一〇八 略」

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。

「一〇九 略」

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との接続を行うために設置される電気通信設備の機器(専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。)と同一の構内に設置されるものをいう。

(ネットワーク品質)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットネットワーク品質に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに

目次

第二章 「同上」

第五節 「同上」

第一款 アナログ電話用設備(第二十六条 第三十五条の二の四)

第二款 総合デジタル通信用設備(第三十五条の二の五 第三十五条の七の二)

第三款 第五款 同上

(定義)

第三条 「同上」

2 「同上」

「一〇八 同上」

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。

「一〇九 同上」

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との接続を行うために設置される電気通信設備の機器(専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。)と同一の構内に設置されるものをいう。

(ネットワーク品質)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則別表第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットネットワーク品質に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示する

従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二の四 電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)(への通報(以下「緊急通報」という。))を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

「一〜三 略」

四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を送信する機能

「ロ〜ホ 略」

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

「一〜三 略」

四 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を送信する機能

「ロ〜ホ 略」

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定(第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。)(は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。))について適用する。

(接続品質)

第三十五条の十 「略」

「2 略」

3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは、「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(特定端末設備)

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電

とくに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二の四 電気通信番号規則第十一号各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)(への通報(以下「緊急通報」という。))を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

「一〜三 同上」

四 「同上」

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一号各号に規定する電気通信番号を送信する機能

「ロ〜ホ 同上」

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 「同上」

「一〜三 同上」

四 「同上」

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一号各号に規定する電気通信番号を送信する機能

「ロ〜ホ 同上」

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定(第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。)(は、電気通信番号規則第九号第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。))について適用する。

(接続品質)

第三十五条の十 「同上」

「2 同上」

3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則第九号第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは、「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(特定端末設備)

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九号第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロ

話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

（通話品質）

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に接続する端末設備等（インターネットネットワーク用携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットネットワーク用としてパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

〔2 略〕

（適用の範囲）

第三十六条 この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

（通話品質）

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットネットワーク用携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットネットワーク用としてパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。）」とあるのは、「電気通信番号規則第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備」と読み替えるものとする。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備について準用する。

（特定端末設備）

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。この場合に

トコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

（通話品質）

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に接続する端末設備等（インターネットネットワーク用携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットネットワーク用としてパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

〔2 同上〕

（適用の範囲）

第三十六条 この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

（通話品質）

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットネットワーク用携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットネットワーク用としてパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）」とあるのは、「電気通信番号規則第十号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備」と読み替えるものとする。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第十号第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備について準用する。

（特定端末設備）

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットネットワーク用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。こ

において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

（接続品質）

第四十四条 「略」

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、前項中、「二線式アナログ電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十五条 「略」

「2・3 略」

4 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中、「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

（アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備）

第五十四条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中、「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中、「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優

の場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは、「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは、「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

（接続品質）

第四十四条 「同上」

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、前項中、「二線式アナログ電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十五条 「同上」

「2・3 同上」

4 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中、「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

（アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備）

第五十四条 第三十五条（第二号及び第五号に限る。）、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中、「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中、「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは、「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先

先の取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(端末設備等規則の一部改正)

第四条 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 「略」 2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 「一〇五 略」 六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。 「七 略」 八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備(電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。 「九〇二五 略」 (緊急通報機能) 第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)を発信する機能を備えなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇五 同上」 六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。 「七 同上」 八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。 「九〇二五 同上」 (緊急通報機能) 第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)を発信する機能を備えなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)
 第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内 容	対象設備
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二 端末系 交換機能	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティを実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)(又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能)	〔略〕

〔備考 略〕

改正前

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)
 第四条 〔同上〕

機能の区分		内 容	対象設備
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
二 端末系 交換機能	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。)(を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)(又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能)	〔同上〕

〔備考 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第六条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

附則

【一〇〇〇 略】
8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に代る。

【略】	【略】	【略】
第五節第一項第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第40号）別表第一号）に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているもののみならず計算した算定対象原価
【略】	【略】	【略】

【一〇〇〇 略】

別表第11（第25条関係）

電気通信番号の種類	対象となる電気通信番号
1 固定電話番号	ABCDEFGHIJ
2 付加的役務電話番号	ABCDEFGHIJ又はABCDEFGHIJK
3 音声伝送携帯電話番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK
4 無線呼出番号	204DEFGHJK
5 特定IP電話番号	50CDEFGHJK
6 FMC電話番号	600DEFGHJK
7 特定接続電話番号	91CDEから始まる13桁を超えない十進法による数字
8 事業者設備識別番号	(1) 00XY又は02YZ (2) 0091XY

注1 電気通信番号の種類は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表に掲げる電気通信番号の種類をいう。

- 2の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。
- 3 8(1)の項及び(2)の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。

改正前

附則

【一〇〇〇 同】
8 【同】

【同】	【同】	【同】
第五節第一項第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第81号）第九節第一項第一号）に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているもののみならず計算した算定対象原価
【同】	【同】	【同】

【一〇〇〇 同】

別表第11（第25条関係）

電気通信番号の種類	対象となる電気通信番号
1 電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号	00X1X2又は002Y1Y2
2 電気通信番号規則第5条第2項に規定する電気通信番号	0091N1N2
3 電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号	ABCDEFGHIJ
4 電気通信番号規則第9条第1項第2号に規定する電気通信番号	91CDEから始まる13桁を超えない十進数字
5 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号	204DEFGHJK
7 電気通信番号規則第9条第1項第5号に規定する電気通信番号	881から始まる15桁を超えない十進数字
8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	600DEFGHJK
9 電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	50CDEFGHJK

	<p>10 電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号</p> <p>A B O D E F G H J 又は A B O D E F G H J K</p> <p>注1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。</p> <p>2 100の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。</p>
--	---

備考 表中的「」の記号は共通である。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

法令名	条項
「略」 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	「略」 第十条第一項及び第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第三十八条の二、第五十条の二第二項（第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の六第三項、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第一百七十条第二項及び第三項（同項については、第二百二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二百三十一条（第二百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第一項並びに第二百七十二条第一項
「略」 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）	「略」 第十二条第二項（第五項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第十三条第一項
「略」	

改正前

別表（第三条関係）

法令名	条項
「同上」 「同上」	「同上」 「同上」
「同上」 電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）	「同上」 第十五条及び第十八条
「同上」	

備考 表中の「」の記載は注記である。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第八条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象とする端末機器)</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。))であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。()に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器</p> <p>三 インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。))であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。()に接続される端末機器</p> <p>「四 六 略」</p> <p>「2 略」</p>	<p>(対象とする端末機器)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。))であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。()に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器</p> <p>三 インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。))であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。()に接続される端末機器</p> <p>「四 六 同上」</p> <p>「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第九条 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十六年総務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 (電気通信主任技術者規則の一部改正に伴う経過措置) 第四条 「略」</p> <p>2 前項の規定により新資格者証の交付を受けている者とみなされた旧二種資格者が監督することのできる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲(以下この条において「監督範囲」という。)は、新主任技術者規則第六条の規定にかかわらず、電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)の工事、維持及び運用とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するものに限る。)</p> <p>「四 略」</p>	<p>附則 (電気通信主任技術者規則の一部改正に伴う経過措置) 第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するものに限る。)</p> <p>「四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十条 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 「略」 「一～十三 略」 十四 「IP放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であつてインターネットプロトコルを使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信設備を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 「同上」 「一～十三 同上」 十四 「IP放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であつてインターネットプロトコルを使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信設備を識別するために用いる電気通信番号をいう。以下同じ。)により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第十一条 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第四条 法第三十四条第三項第一号口の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能</p> <p>四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能</p> <p>「2 略」</p>	<p>第四条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項に規定するものをいふ。）により、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能</p> <p>四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能</p> <p>「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第八条の規定は、報告期限が令和二年四月一日（様式第二十八第三表については、令和三年四月一日）以後である報告から適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。